

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和7年1月から同年2月に実施した監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和7年3月25日

山形県監査委員	奥	山	誠	治
山形県監査委員	高	橋	啓	介
山形県監査委員	松	田	義	彦
山形県監査委員	海	老	名	信
				乃

第1 監査の概要

(1) 監査の基準

山形県監査委員監査基準（令和2年4月県監査委員訓令第1号）に準拠して実施

(2) 監査の種類

財務監査（定期監査）

(3) 監査の対象及び着眼点（評価項目）

財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか

(4) 監査の実施内容

関係書類を調査するとともに、監査対象機関の長等から説明を聴取するなどの方法により実施

第2 監査実施状況

監査は、監査対象機関57箇所について、次のとおり実施した。

監査対象機関	実施年月日	担当監査委員	
神 室 少 年 自 然 の 家	令和7年1月10日	松田委員	—
高 畠 高 等 学 校	令和7年1月10日	松田委員	—
長 井 工 業 高 等 学 校	令和7年1月10日	松田委員	—
尾 花 沢 警 察 署	令和7年1月10日	松田委員	—
置 賜 食 肉 衛 生 検 査 所	令和7年1月10日	高橋委員	海老名委員
や ま な み 学 園	令和7年1月10日	高橋委員	海老名委員
病 害 虫 防 除 所	令和7年1月10日	高橋委員	海老名委員
飯 豊 少 年 自 然 の 家	令和7年1月10日	高橋委員	海老名委員
米 沢 養 護 学 校	令和7年1月10日	高橋委員	海老名委員
長 井 警 察 署	令和7年1月10日	高橋委員	海老名委員
小 国 警 察 署	令和7年1月15日	松田委員	—
米 沢 警 察 署	令和7年1月15日	松田委員	—
福 祉 相 談 セ ン タ ー	令和7年1月15日	高橋委員	海老名委員
こ ど も 医 療 療 育 セ ン タ ー	令和7年1月15日	高橋委員	海老名委員

産 業 技 術 短 期 大 学 校	令和7年1月15日	高橋委員	海老名委員
工 業 技 術 セ ン タ ー	令和7年1月16日	松田委員	—
高 度 技 術 研 究 開 発 セ ン タ ー	令和7年1月16日	松田委員	—
農 業 総 合 研 究 セ ン タ ー	令和7年1月16日	松田委員	—
寒 河 江 高 等 学 校	令和7年1月16日	高橋委員	海老名委員
北 村 山 高 等 学 校	令和7年1月16日	高橋委員	海老名委員
村 山 産 業 高 等 学 校	令和7年1月17日	松田委員	—
楯 岡 特 別 支 援 学 校	令和7年1月17日	松田委員	—
村 山 警 察 署	令和7年1月17日	松田委員	—
上 山 明 新 館 高 等 学 校	令和7年1月17日	高橋委員	海老名委員
寒 河 江 工 業 高 等 学 校	令和7年1月17日	高橋委員	海老名委員
米 沢 東 高 等 学 校	令和7年1月17日	高橋委員	海老名委員
衛 生 研 究 所	令和7年1月22日	松田委員	—
精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー	令和7年1月22日	松田委員	—
山 形 警 察 署	令和7年1月22日	松田委員	—
東 桜 学 館 中 学 校	令和7年1月22日	高橋委員	海老名委員
山 辺 高 等 学 校	令和7年1月22日	高橋委員	海老名委員
東 桜 学 館 高 等 学 校	令和7年1月22日	高橋委員	海老名委員
谷 地 高 等 学 校	令和7年1月23日	松田委員	—
左 沢 高 等 学 校	令和7年1月23日	松田委員	—
新 庄 警 察 署	令和7年1月23日	松田委員	—
山 形 南 高 等 学 校	令和7年1月23日	海老名委員	—
ゆ き わ り 養 護 学 校	令和7年1月23日	海老名委員	—
朝 日 学 園	令和7年2月5日	松田委員	—
寒 河 江 警 察 署	令和7年2月5日	松田委員	—
博 物 館	令和7年2月5日	高橋委員	海老名委員
上 山 高 等 養 護 学 校	令和7年2月5日	高橋委員	海老名委員
上 山 警 察 署	令和7年2月5日	高橋委員	海老名委員
村 山 教 育 事 務 所	令和7年2月6日	松田委員	—
山 形 西 高 等 学 校	令和7年2月6日	松田委員	—
天 童 高 等 学 校	令和7年2月6日	松田委員	—
山 形 北 高 等 学 校	令和7年2月6日	海老名委員	—
霞 城 学 園 高 等 学 校	令和7年2月6日	海老名委員	—
新 庄 北 高 等 学 校	令和7年2月12日	松田委員	—
新 庄 南 高 等 学 校	令和7年2月12日	松田委員	—
新 庄 養 護 学 校	令和7年2月12日	松田委員	—
図 書 館	令和7年2月26日	松田委員	—

教 育 セ ン タ ー	令和7年2月26日	松田委員	—
山 形 東 高 等 学 校	令和7年2月26日	松田委員	—
天 童 警 察 署	令和7年2月26日	松田委員	—
山 形 空 港 事 務 所	令和7年2月26日	高橋委員	海老名委員
山 形 工 業 高 等 学 校	令和7年2月26日	高橋委員	海老名委員
山 形 盲 学 校	令和7年2月26日	高橋委員	海老名委員

第3 監査の結果

是正又は改善を要する事項は次のとおりであり、それらを除いては、上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 福祉相談センター

- (イ) 前年度会計の監査において、指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの

(内容)

支出事務が適切でないもの

- a 赴任旅費を支給していないもの 12件 合計 418,690円

主な事例は以下のとおり

要支給額 95,210円

- b 通勤手当について、算定を誤り、追給を要するもの 2件 合計 600円

主な事例は以下のとおり

令和6年4月支給分

既支給額 2,700円

正支給額 3,000円

要追給額 300円

- c 日額報酬について、算定を誤り、追給を要するもの

令和5年4月から7月支給分

既支給額 72,090円

正支給額 73,980円

要追給額 1,890円

ロ 工業技術センター

- (イ) 未収金等の債権の管理が適切でないもの

(内容)

- a 催告など、債権の収納促進を正当な理由もなく行っていないもので3万円以上のもの
県有機械貸付収入

調定日 令和5年9月6日

納期限 令和5年9月22日

納入日 令和6年3月27日

金額 85,150 円

- b 催告など、債権の収納促進を正当な理由もなく行っていないもので1万円以上のもの
県有機械貸付収入

調定日 令和5年6月22日

納期限 令和5年7月11日

納入日 令和6年3月11日

金額 22,290 円

ハ 寒河江高等学校

- (イ) 前年度会計の監査において指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの

(内容)

契約の締結又は履行が適切でないもの

物件購入契約約款による長期継続契約で、物件購入単価契約書に契約解除条件の記載がないもの

令和6年度から8年度に係るLPガス購入の単価契約

契約単価 572 円/m³

ニ 新庄警察署

- (イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

- a 支払期限から3箇月を超えて遅延しているもの

役務費（捜査関係事項照会書の回答にかかる手数料）

請求書受理日 令和5年10月13日

支払期限 令和5年10月27日

支払日 令和6年2月5日

支出額 2,794 円

- b 支払期限内に支払をしていないもの

役務費（捜査関係事項照会書の回答にかかる手数料）

請求書受理日 令和5年11月16日

支払期限 令和5年11月30日

支払日 令和6年1月9日

支出額 264 円

ホ 博物館

- (イ) 契約の締結又は履行が適切でないもの

(内容)

契約保証金を正当な理由もなく徴収していないなど、保証金の徴収、免除又は還付の手続が適切でないもの

山形県立博物館化石木（埋没樹林）修復業務委託

契約金額 1,366,539 円

要契約保証金額 136,653 円

へ 新庄北高等学校

(イ) 財産の管理が適切でないもの

(内容)

教育財産の目的外使用許可に係る申請に対し、使用許可を行わないで使用させているもの
5 件

主な事例は以下のとおり

使用する財産 運動場

使用目的 野球部冬季・雨天時等練習用ビニールハウス（3 棟）の敷地

申請年月日 令和 6 年 2 月 12 日

使用期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

ト 新庄南高等学校

(イ) 公金等、公印又は文書の管理事務が適正に処理されていないもの

(内容)

学校徴収金等について、適正に処理されていないもの

生徒会費に係る学校徴収金等 合計 210,200 円

チ 新庄養護学校

(イ) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

4 年連続で手当関係の誤りが繰り返されるなど、事務事業の執行体制の改善が必要と認められるもの

a 期末手当について、期間率の算定を誤り、返納を要するもの 4 件 合計 912,045 円

主な事例は以下のとおり

令和 6 年 6 月支給分

既支給額（100 分の 60） 283,382 円

正支給額（100 分の 0） 0 円

要返納額 283,382 円

b 勤勉手当について、期間率の算定を誤り、返納を要するもの

令和 6 年 6 月支給分

既支給額（100 分の 100） 126,700 円

正支給額（100 分の 30） 38,010 円

要返納額 88,690 円

c 通勤手当について、認定の手続を行っていないもの 13 件

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 収 入

- (イ) 調定額を誤った10万円以上のもの（山形工業高等学校）
- (ロ) 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの（工業技術センター、高度技術研究開発センター）

ロ 支 出

- (イ) 支払期限内に支払をしていないもの（産業技術短期大学校、山形北高等学校、上山高等養護学校、楯岡特別支援学校、山形警察署、村山警察署）
- (ロ) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査が完了した日から2箇月を超えてしていないもの（置賜食肉衛生検査所）
- (ハ) 正当な理由もなく、旅行の最終日から2箇月を超えて遅延している旅費の支給が相当数あるもの（福祉相談センター、村山産業高等学校）
- (ニ) 報酬、給料、諸手当、報償費若しくは旅費等の額の決定又は支給が適切でないもの（山形北高等学校）

ハ 契 約

- (イ) 業者の選定・決定が適切でないもの（こども医療療育センター）

ニ その他

- (イ) 前年度会計の監査において指導した事項について、措置又は改善を行っていないもの（山形北高等学校）